

2016/10/27

「公営競技」の場外発券場施設設置について

株式会社OTIS. MANAGEMENT
OTIS Management co



はじめに

前略 今回ご提案申し上げます、「公営競技の場外発券場施設設置事業」につきましては、弊社が今日まで培って参りました公営競技に関するノウハウをベースに、新たな事業分野への進出を目指される企業様向けに、ご提案させて頂く内容となっております。

公営競技は、一時期の低迷期を脱し、現在各競技ともに売上が上昇基調にあります。また、今日まで根強いファン層に支えられ、安定した収益を確保し続けている事業でもあります。公営として行われる事業であることから、競合他店とのすみ分けがなされており、事業収益に対して、投資額も比較的少なく、長期間再投資の必要のない事業です。

反面、本事業の認可取得にはさまざまな諸課題をクリアーしなければならず、時間的にも相応な時間が必要とされることから、本事業の運営者数は極少数の事業者により行われているのが現状です。言い替えれば本事業に特化した、専門的なノウハウが必要不可欠な事業であるということが言えます。

是非、本提案へのご理解を賜り、貴社の新規事業展開に向け、良好なビジネスパートナーシップが構築出来ます事を切に願っております。

株式会社OTIS. MANAGEMENT

代表取締役 大堀 博幸



I. 公営競技について

1. 公営競技について

(1) 公営競技とは、国の法律に基づき、地方財政への寄与、関連産業の振興等公益増進を目的として、地方公共団体及び中央競馬会等が行う競技です。

(日本中央競馬会の資本金は、全額国庫出資で、公社に準ずる特殊法人です。)

(2) 競技の種類

公営競技とは、以下の5種類のことを言います。

競技名	法律(制定年)	管轄省庁
中央競馬	競馬法(昭和23年)	農林水産省
地方競馬	競馬法(昭和23年)	農林水産省
競艇	モーターボート競走法(昭和26年)	国土交通省
競輪	自転車競技法(昭和23年)	経済産業省
オートレース	小型自転車競技法(昭和25年)	経済産業省

2. 公営競技の主催者（施行者）

施行者の指定

競技名	施行者
中央競馬	中央競馬会
地方競馬 競艇 競輪	都道府県及び人口・財政などを考慮し、総務大臣が指定する市町村
オートレース	都道府県並びに京都・大阪・横浜・神戸・名古屋の各市特別区の組合及び競走馬所在の市町村

施行者以外の者は、投票券を発売して競走を行うことはできません。
競走に関する全ての責任（管理・清掃・警備等）は、施行者が負います。

3. 開催日数

施行者	延べ日数	1場当り最大	1場当り平均
中央競馬	1,006日	場外最大113日	100日
地方競馬	1,294日	163日 都道府県区域毎開催回数限定	80日
競艇	4,397日	204日	183日
競輪	2,308日	113日	54日
オートレース	464日	106日	77日

4. 公営競技の収益金

売上金	内 容		100%
	ファン還元払戻金(宝くじは46%)		75%
	公営企業金融公庫への納付金	1.1%	25%
	日本財団、競走会交付金	4.5%	
	地方自治体環境整備費	1.0%	
	開催経費	15.4%	
	施行者収益金	3.0%	

5. 各競技の法人

各競技に関連する産業の振興・体育事業その他の振興事業の為に法律に基づき法人が設立されています。

競 技 名	法 人 名 (団体)
地方競馬	地方競馬全国協会
競 艇	ボートレース振興会(全国モーターボート競走連合会)
競 輪	財団法人JKA(日本自転車振興会)
オートレース	財団法人JKA(日本小型自動車振興会)

6. 場外発売所の概要と設置目的

(1) 場外発売所の概要

昭和60年9月の省令改正に伴い場外発売所を設置することが可能となりました。

競技名	場外の名称	管轄省庁
中央競馬	ウインズ、エクセル	農林水産省
地方競馬	テレトラック、オープス、オフト、BAOO等	農林水産省
競艇	ボートピア	国土交通省
競輪	サテライト	経済産業省
オートレース	オートレース	経済産業省

(2) 設置目的

主体	目的
民間事業者、地権者	新規事業の展開、収益基盤の拡充、遊休地の活用
地域住民、自治会	地域の活性化、地元の環境整備、雇用の創出
開催施行者	売上拡大により公益事業の拡大に寄与
地方自治体	環境整備費の活用による環境整備、収入の確保
公営競技中央団体	ファンサービスの拡大と充実

Ⅱ. 場外発売施設の設置目的

地元への還元

〈地域の活性化〉

「場外発売施設」には多くの方々が集まりますので、その方々が地元で消費する飲食代、交通費、ガソリン等も見逃せません。

「場外発売施設」の広告宣伝費、通信費、建設時の資材の購入や建設従業員の雇用等、地元には大きな経済波及効果が期待されます。

又、地元自治体には環境整備交付金、固定資産税、都市計画税、法人住民税等の納付という形で寄与します。

〈雇用機会の拡充〉

「場外発売施設」は窓口業務をはじめとし、多数の人材を必要とします。規模にもよりますが一般的には、10～20名程度の雇用の場を提供します。

又、雇用にあたっては、地元を優先すると共に、身障者の雇用にも努めています。

〈非開催時の施設利用〉

非開催時には、地域住民の方々の集会場として要望により開放します。

〈場外発売施設の懸念事項〉

交通渋滞がひどくなる、暴力団の出入りがある、青少年に悪影響がでる、ゴミ・タバコの吸殻等の投げ捨てで地域が汚れる等がよく挙げられます。実際においては、交通整備員の十分な配置、駐車スペースの十分な確保、警備員の要所への配置、清掃員の施設内外及び、周辺巡回清掃等、開催施行者の責任の元に地元警察署との協議、指導により開催いたしますので、心配は全く不要です。

〈地元との調和〉

「場外発売施設」開催後は地元との調和を図るために、開催施行者、施設設置会社、地元自治会、地元自治会を含めた環境委員会等協議の場を設置し、発生する各種の問題処理にあたります。

有料座席指定制：場外発売施設イメージ写真



場外発売所(場内イメージ)



OTIS.MANAGEMENTは、チャレンジし続ける
貴社の業容拡大に向け、新たなスキームを
ご提供させていただきます。

株式会社 OTIS.MANAGEMENT
オーティスマネジメント
(英文名 OTIS.MANAGEMENT.co)

〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町4-2-17 石田ビル6F
TEL 03-6225-3188 FAX 03-6225-3177
<http://www.otis-m.com>

